

## 函館市管理街路灯設置基準

設置場所の要件として、市区域内の市道上であり、かつ次の条件のいずれかを具備する場所であること。

- 1 設置により交通事故の減少に効果的に役立つと見られる下記の場所  
重要な交差点，見通しの悪い屈曲部，鉄道との平面交差の前後，  
トンネルおよび橋梁，夜間事故の多発する横断歩道
- 2 公園，学校，公民館など公共施設の付近で受益者負担困難な場所
- 3 特に幅員の広い植え込みのある道路で特に必要と認めた場所
- 4 幹線道路でかつ交通量が多く特に必要と認めた場所
- 5 その他市長が特に必要と認めた場所